

調達要求番号：31TV2AU0331

陸上自衛隊仕様書	
物品番号	仕様書番号
	HS-X192811
通信制御用ソフトウェアの基本設計	防衛大臣承認 年月日
	作成 令和5年7月18日
	変更 年月日
	作成部隊等名 補給統制本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する通信制御用ソフトウェアの基本設計（以下，“この設計”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1

データ専用無線機（改）ソフトウェア

HS-X192801に基づき設計するデータ専用無線機（改）ソフトウェアをいう。

1.2.2

共通端末

GS-C906519の端末をいう。

1.2.3

広帯域多目的無線機

陸上自衛隊が運用している通信ネットワークのうち、ソフトウェアを利用して野外における複数種類の無線通信を実現するための装備品をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書の規定が異なる場合、法令等を除き、この仕様書の規定が優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応
共通仕様書

GS-C213503 データ専用無線機JVR-C-W4

GS-C215815 広帯域多目的無線機

GS-C906519 システム検証用端末制御装置

GS-C215816 広帯域多目的無線機（車両用）

GS-C215817 広帯域多目的無線機（携帯用I型）

G S - C 6 4 5 7 7 0

火力戦闘指揮統制システム

H S - X 1 9 2 8 0 1

広帯域多目的無線機のプログラム改修（令和5年度国債）

a) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）

[防装庁（事）第3号（31. 1. 9）]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）[装普武第188号（31. 1. 9）]

1.3.2 関連文書

この仕様書に関連する次の文書は、特に版を指定するもの（引用文書の番号の前に※印をもって示す。）のほかは、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T - C G - C 0 0 0 0 1 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

G S - C 6 2 5 8 2 1 規約／周波数管理装置 J P S - F 1 3

G S - C 6 7 5 8 2 2 無線ソフトウェア

G S - C 6 7 5 9 0 8 野外通信システム

H S - X 1 6 2 5 7 8 広帯域多目的無線機のプログラム改修

H S - X 1 6 2 6 2 3 野外通信システムのプログラム改修

H S - X 1 6 2 6 3 1 野外通信システム（広帯域多目的無線機）のプログラム改修
H S - X 1 9 2 7 2 4 B 広帯域多目的無線機のプログラム改修（陸海UHF（統合通信）
ソフトウェア）改修（令和2年度）

H S - X 1 9 2 7 4 0 広帯域多目的無線機のプログラム（陸海HF（統合通信）ソフトウェア、試験装置（統合通信）ソフトウェア等）改修（令和3年度）

※H S - X 1 9 2 7 9 1 B 広帯域多目的無線機のプログラム改修（令和5年度）

b) 法令等

電波法（昭和25年法律第131号）

陸上自衛隊通信実施業務規則〔陸上自衛隊達第96-13号（41. 7. 5）〕

技術変更提案の処置について（通達）〔陸幕装計第72号（10. 3. 26）〕

2 この設計に対する要求

2.1 一般的要件

一般的要件は、次による。

- a) この設計は、“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）”及び“情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）”によって、この設計のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対策を行う。
- b) I T利用装備品等サプライチェーン・リスク対応については、G L T - C G - Z 0 0 0 0 9 の2.2による。

2.2 設計条件

設計条件は、次による。

- a) この設計は、HS-X192801と連携することで、GS-C645770の通信制御部I～III型と同等の機能・性能をもつ。
- b) この設計は、GS-C215815, GS-C645770の分配部相当の有線用通信機器（以下“分配部相当機器”という。）、サーバ及び複数の共通端末と接続が可能である。
- c) この設計は、GS-C215815及び分配部相当を介して、サーバ・共通端末間のデータ通信が可能である。

2.3 設計対象ソフトウェアの機能

設計対象とするソフトウェアの機能は、通信制御機能とし、次による。

- a) **広帯域多目的無線機制御機能** GS-C215816及びGS-C215817と連接可能であり、データ専用無線機（改）ソフトウェアを使用したデータ伝送が可能である。
- b) **有線連接制御機能** 有線連接機能をもつ分配部相当機器と接続して、有線を介したデータの送受信を行うことが可能である。
- c) **共通端末連接機能**

共通端末連接機能は、次による。

- 1) LANを介して、共通端末と連接が可能である。
- 2) 共通端末からのデータを、無線網及び有線網の通信用データに変換が可能である。
- 3) 無線網及び有線網を介して受信したデータを、共通端末へ伝送するためのデータに変換可能である。

d) データ伝送機能

データ伝送機能は、次による。

- 1) この設計の開発調整会同において指定する装置との間で、データ伝送が可能である。
- 2) GS-C213503相当の専用回線の設定が可能である。
- 3) 各部隊のデータ通信所要量に応じた通信帯域の設定が可能である。
- 4) GS-C215815と接続して、フレーム単位による優先度によって追い越し送信（割り込み送信）が可能である。
- 5) 送達確認と再送による送信データ喪失の防止が困難な通信環境においても、連送による送信データ喪失の局限が可能な通信方式を選択可能とする。

e) 経路選択機能

有線及び無線の各通信網に対する通信経路の選択を行うことが可能である。

2.4 作成書類

- a) **基本設計実施計画書** 契約の相手方は、契約締結後速やかに、このソフトウェアの基本設計実施計画書を作成する。
- b) **システム基本設計書** 契約の相手方は、令和6年9月末までに、このソフトウェアのシステム基本設計書を作成する。

3 品質保証

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、次によるものとし、提出前に陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室の確認を受けなければならぬ。

なお、電子記憶媒体の種類及び記憶方式については、陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室との調整とし、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し、コンピュータ・ウイルスが含まれていないことを確認しなければならない。

- a) 基本設計実施計画書 陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室に電子記憶媒体を1部提出する。
- b) システム基本設計書 陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室に電子記憶媒体を1部提出する。

4.2 無償貸付

無償貸付品は、GLT-CG-Z000001の箇条5とし、表1によるほか、官側が必要と認めたものとする。

なお、無償貸付の申請は、契約の相手方が希望するおおむね1か月前を基準として行い、無償貸付の時期並びに場所は、官側の指示による。

表1-無償貸付品

番号	品名	数量	貸付場所
1	広帯域多目的無線機のプログラム改修（令和5年度）改修設計書	1	陸上自衛隊補給統制本部通信電子部（十条）
2	野外通信システム（検証用）陸自ネットワーク（野外通信システム）詳細設計書	1	陸上自衛隊陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課（市ヶ谷）

4.3 開発調整会同

契約の相手方は、官側が主催する開発調整会同に参加しなければならない。

なお、開発調整会同は、**附属書A**による。

4.4 保全

契約の相手方は、この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。

4.5 知的財産権

知的財産権は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行において第三者がもつ知的財産権を侵害することのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- b) 契約の相手方が、a)の必要な措置を講じなかつたことによって第三者の権利を侵害しているとして官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用によって当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約の相手方が負担する。
- c) この契約の履行において著作権が発生する場合、その権利は、次による。ただし、官側は、提出された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において翻案、翻訳、複製及び貸与す

ることが可能である。

- 1) 提出書類に関する著作権は、官側に帰属する。また、契約の相手方は、提出書類に関する著作者人格権を行使してはならない。
- 2) 1)にかかわらず、提出書類に契約の相手方が既に著作権を保有しているものの著作権については、この限りではない。
- 3) 提出書類に第三者が権利をもつ著作物が含まれている場合には、契約の相手方が当該著作権の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約などに係る一切の手続きを行わなければならない。
- d) 契約の相手方は、著作権の帰属などに関し疑義が発生した場合、その都度、官側と協議して解決する。また、協議において取り決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けなければならない。

4.6 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について官側の支援を受けることが可能である。この場合、契約の相手方が希望する1か月前を基準として契約担当官等に申請する。

- a) 官側の保有するデータ、資料などの閲覧に関する事項
- b) 試験など契約の相手方自身で行うことが不可能であり、官側の支援が必要な事項
- c) 官側の保有する施設、設備、機器、電力、用水などの使用及び操作に関する事項
- d) その他契約履行に必要な事項

4.7 不具合などの処理

この契約の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに契約担当官等の指示を受ける。

4.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z 000001の8.3による。

附属書A (規定) 開発調整会同

A.1 適用範囲

この附属書は、この設計に関する契約において、契約の相手方が仕様書の定めるところによって実施する活動に当たり、契約の相手方との細部調整のために陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室が実施する開発調整会同（以下、“会同”という。）について規定する。

A.2 目的

会同の目的は、契約の相手方が仕様書に定めるところによって実施するこの設計に必要な細部事項などを調整する。

A.3 会同の構成

会同の構成は、陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室及び契約の相手方をもって構成する。

なお、契約の相手方の参加者は、陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室との調整によるものとする。

A.4 実施要領など

A.4.1 調整項目など

調整項目、実施時期及び実施場所は、表A.1を基準とする。また、会同議事録は、契約の相手方が作成する。

なお、当該議事録には、調整会同において陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室が提出書類などを確認できたことを記載する。

表A.1－開発調整会同実施要領

番号	調整項目	実施時期	実施場所
1	実施計画に関する事項	契約締結後、速やかに。	陸上幕僚監部 防衛部防衛課
2	基本設計書に関する事項	陸上幕僚監部防衛部防衛課 開発室との調整による。	開発室との調 整による。
3	その他、官側が必要と認めた事項		

A.4.2 会同の議事録

会同の議事録は、契約の相手方が作成し、会同の終了後、速やかに陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室に1部提出する。

なお、会同の議事録には、会同において陸上幕僚監部防衛部防衛課開発室が提出書類などを確認したことを含めて記載する。